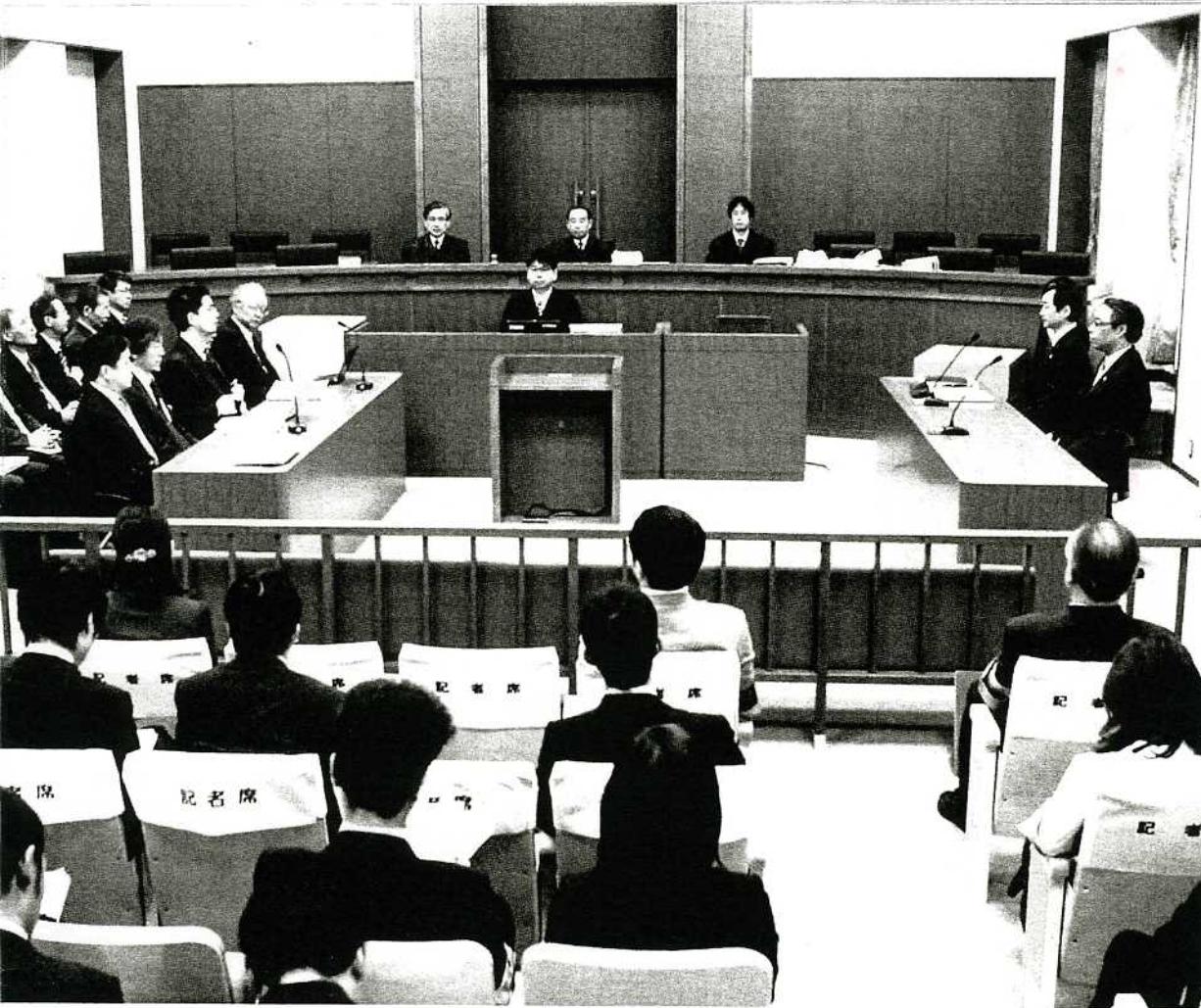


徹底  
研究

# 「指名されたらどうすればいいのか?」「辞退」はできるのか?——緊急検証してみた

## 「裁判員制度」知らないと「問題だらけ」の実態

間もなく実施!



▲4月に広島高裁で行われた、光市母子殺害事件の差し戻し控訴審。このような凶悪事件も裁判員裁判の対象となる(ただし一審のみ)

来年5月21日から、ついに裁判員制度が実施される。しかし、最高裁が4月に公表した意識調査では、全国の20歳以上の男女のうち、裁判員として裁判に「参加したい」「参加してもよい」と答えたのはわずか16%。

45%が「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」、38%が「義務でも参加したくない」と答えており、国民の8割以上が参加に消極的だ。ここまで国民に不人気な裁判員制度とは、いったいどんな制度なのだろうか。

04年5月21日、裁判員制度の導入を定めた「裁判員法」が参議院本会議で可決され成立した。裁判員制度は、小泉政権(当時)が進めていた司法制度改革の目玉。

しかし十分な議論がされぬまま、与野党が賛成の「既定路線」に沿った格好で可決されたため、「お上主導」「国民不在」と報じるメディアもあった。

裁判員制度とは、20歳以上の有権者が無作為に選任された裁判員が刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度のことだ。対象となる事件は、殺人罪や強盗致死傷罪、危険運転致死罪など「国民の関心の高い重大な犯罪」に限られる。

英語では「司法」も「正義」も、同じ「Justice」という言葉で表現されます。アメリカやイギリスで運用されている陪

裁判官と一緒に刑事事件の法廷(公判)に立ち会うことになる。公判では、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われる。

原則として、裁判員6人と裁判官3人の計9人の話し合いによって判決を決めるが、起訴事実に争いがない場合は、裁判員4人と裁判官一人の組み合わせとなることもある。また、議論を尽くしても全員の意見が一致しないときは、多数決により評決する。ただし、裁判員だけによる意見では、「有罪」など被告人に不利な判断をすることはできない。裁判官の1人以上が多数意見に賛成していることが必要だ。

いつのまにか実施目前となつた感のある裁判員制度だが、その導入の目的は何なのか。諸外国の司法制度に詳しい五十嵐二葉弁護士に制度導入の意義を聞いた。「市民が裁判に参加する制度がなかったのは、先進国では日本だけでした。やつと先進国並みになつたということです。海外で国民参加の制度を導入している趣旨は「市民の方が疊らない目を持つこと」であるということです。また、国民を参加させることで国民を教育する、という意図もあります。

英語では「司法」も「正義」も、同じ「Justice」という言葉で表現されます。アメリカやイギリスで運用されている陪

## 表1:裁判員はこうして選ばれる

①各地裁が裁判員候補者名簿を作成、名簿に載った候補者へ

調査票が送付される（前年12月頃まで）

●「裁判員候補者名簿」に載る人は、有権者の中から無作為に選ばれる

●「調査票」で聞かれること…就職禁止事由（国会議員、法学教授、自衛官、司法関係者など裁判員になれない職業かどうか）、1年を通じた辞退事由（表2参照）、特に参加が困難な特定月について

各地裁で事件ごとに名簿の中からくじで候補者が選ばれる

②呼出状・質問票の送付（裁判の6～8週間前）

●「呼出状」…選任手続き日の告知をする文書のこと

●「質問票」で聞かれること…辞退を希望するかどうか、辞退を希望する場合はその理由など

③各地裁での裁判員の「選任手続」（通常は裁判の当日）

●「選任手続」で行われること…「当日用質問票」への記入後、裁判長による面談

「当日用質問票」のイメージ

Q. あなたは、この事件と特別な関係がありますか

Q. あなたまたは家族などの身近な人が、今回の事件と同じような犯罪の被害にあったことがありますか

Q. 今回の事件のことを報道などで知っていますか

面談での質問のイメージ

Q. あなたには、警察等の捜査は特に信頼できると思うような事情、あるいは逆に、特に信用できないと思うような事情はありますか（反警察かどうかを聞く質問）

Q. 死刑の適用が問題となる事件において、当事者の求めがある場合、裁判長は、口頭で、「起訴されている〇〇罪」について法律は、「死刑又は無期若しくは〇年以上の懲役に処する」と定めています。

今回の事件で有罪とされた場合は、この法律で定まっている刑を前提に量刑を判断できますか（死刑に反対かどうかを聞く質問）

裁判員が決定

●面談をふまえ、最終的にはくじで事件ごとの裁判員が選ばれる。必要な場合は補充裁判員も選任。通常はこの日の午後から裁判に参加する



▲「サイバンインコ」の着ぐるみを着て裁判員制度をPRする鳩山邦夫前法相

審制は、この『JUSTICE』を教える場と言っている。そうした意味で、日本でも市民が参加する裁判が望ましいのです。8月29日、最高裁は来年の「裁判員候補者名簿」に載る候補者数が、全国で29万5000人になると発表した。有権者の誕生日に一人が選ばれる計算だ。自分や家族、同僚が選ばれる可能性は十分あります。裁判員は、どのような過程を経て選ばれるのか。表1を見ていただきたい。①まず、毎年9～10月頃に区市町村の選挙管理委員会が有権者から無作為にくじで選び、結果を各地方裁判所に通知。地裁はそれを元に翌年の裁判員候補者名簿を作成し、12月頃までに候補者に「調査票」を送る。調査票では、就職禁止事由（国会議員、法学教授、自衛官、司法関係者など裁判員になれない職業かどうか）や一年を通じた辞退事由（表2参照）、特に参加が困難な特定月について質問される。この内容を調査し、明らかに辞退が認められる場合は裁判員を免除される。②次に、事件ごとの裁判員候補の呼び

補をくじで選ぶ。ここで選ばれた人に向くことを要請する文書（呼出状）と「質問票」が届く。この時点では、事件名や被告の名前は知られません。③呼び出しに応じ、裁判所に行くと、裁判員候補者の中から裁判員を選ぶための手続き（選任手続）が行われる。これは通常、裁判当日の午前中に行つ。このとき初めて事件名が明かされ、その事件との関係や知識を尋ねる「当日用質問票」に記入する。この当日用質問票をもとに面談が行われ、裁判長から事件との利害関係がないか、辞退を希望する場合にはその理由などについて質問される（質問手続）。面談終了後、最終的にはくじで、その事件の裁判員が決定される。

### 問題だけの制度

このように3つの段階を経て選ばれる裁判員だが、国民の8割超が「なりたくない」と考えているのはなぜだろう。冒頭の意識調査では、「裁判参加時の心配及び支障」についても質問しているが、76%の人が「判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」と答えている。ほかにも、「素人に裁判が行えるのか不安」（64%）、「裁判員として知った秘密を守りとおす自信がない」（26%）など、国民の強い不安がうかがえる。しかし、裁判員制度では「人を裁きたくない」「自己がない」といった個人の価値観を理由

## 表2:こんな場合は辞退できる!

### ①絶対に辞退できる

- ・70歳以上である
- ・地方公共団体の議会の議員で、会期中だ
- ・大学や、学校教育法に定める「専修学校」「各種学校」の学生（ただし、通学を要する過程に在籍する人のみ）
- ・5年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した
- ・3年以内に選任予定裁判員に選ばれた
- ・1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続を行った
- ・妊娠中または出産の日から8週間を経過していない

### ②状況や程度によるが、ほぼ辞退できる

- ・重い病気またはケガ
- ・親族・同居人の介護や養育の必要がある
- ・父母の葬式への出席など社会生活上の重要な用務がある
- ・重い病気またはケガの治療を受ける親族・同居人の通院・入退院に付き添う必要がある
- ・妻や娘の出産に立ち会い、又はこれに伴う入退院に付き添う必要がある
- ・住所・居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に行くことが困難である

### ③辞退できるかもしれない

……呼び出しの日に「他人に代わってもらうことが難しい」かつ「行わない重大な損害を被る恐れがある」用事がある

- ・自営業者または農業・漁業従事者で、繁忙期である
- ・住宅購入の契約や打ち合わせ
- ・転職または就職の面接
- ・役所への届出
- ・幼稚園や小学校受験を控えた子供を持つ母親
- ・接待ゴルフの予定がある営業担当者
- ・決算期の経理担当者

など

⇒ただし、辞退できるかどうかの最終的な判断は各地裁に委ねられている

### ④その他の特殊なケース

- ・裁判所からの郵便を受け取らない
- ・呼出状を紛失する

他にも懸念点は山積みだ。たとえば、プロである裁判官と一般の裁判員が、対等に話し合うことができるのかという点。裁判員裁判では必ず「公判前整理手続」というものが行われる。裁判官・検察官・弁護人の三者が、法廷での審理が始まる前に、事件の争点や証拠を絞り込む手続きのことだ。裁判員が参加する前に司法のプロが事件の争点を“決めて”しまう

ため、後から参加する一般の裁判員には、すでに決められた路線以外、判断する余地がない。また、プロの裁判官に遠慮し、批判できないため、裁判官の意見に影響される裁判員も出てくるだろう。「実際、模擬裁判でも裁判員が裁判官の主張にそのまま従ってしまう」という報告が多数あります。これでは、膨大な費用を使って、国民が犠牲を払い参加する意味はありません」（五十嵐弁護士）

そのうえ、裁判員裁判が適用されるのは一審のみ。一審判決がおかしいと思えば、控訴してプロの裁判官だけの控訴審で再び争うことになる。本当に国民の声を採り入れるつもりがあるのか、疑問視する声が挙がるのも無理はない。

また、「裁判のスピード化」によって、

裁判員裁判にならないかも心配されている。裁判員裁判では、公判前整理手続で粗雑な裁判にならないかも心配される。裁判員裁判では、公判前整理手続であらかじめ争点を絞り込むほか、連日開廷するなどして迅速化を図るため、約7割の事件が3日以内で終わる見込みだ。

2月の日本弁護士連合会の会長選挙で裁判員制度廃止を訴えて敗れたが、4割超の票を獲得した高山俊吉弁護士は語る。

「裁判員裁判が重大な事件を扱う理由は、

皆が関心があり、事件の結論によって世の中に与える影響が大きい、といつて理屈です。しかし、その結果、大変な矛盾が生じます。凶悪な殺人事件は3～5日で結論が出るのに、逆に裁判員裁判にならない、それほど凶悪でない事件は10日とか1ヶ月かかるのです」

弁護士のなかには、裁判への市民参加には賛成だが、裁判員制度には反対という人もいる。彼らが支持しているのが、アメリカなどで運用されている陪審制だ。

「裁判員は陪審員のようなものだ、と思

つている人は多いでしょうが、まったく違います。根本的な違いは、陪審裁判は被告人の権利だということ。有罪を求めて裏切いかかってくる検察官の前に立ちはだかって、被告人の盾となるのが陪審員の役目です。12人全員が『やっぱり被告人は有罪だろう』となつた時に初めて有罪が確定し、陪審員の仕事は終わる。あ

れば、控訴してプロの裁判官だけの控訴審で再び争うことになる。本当に国民の声を採り入れるつもりがあるのか、疑問視する声が挙がるのも無理はない。

また、「裁判のスピード化」によって、

裁判員法」という冊子の中で「この制度を陪審型の制度へ移行する前段階と捉えることはできない」と断言している。つまり、国民の司法に対する理解増進を目的とした裁判員制と、被告人の権利である陪審制とは、そのなりたちからして異質なものであり、裁判員制が陪審制の一里塚になることはない、というのである。

また、裁判への市民参加が実現しても、日本の裁判の根本的な問題は解決されていない、という声もある。

「日本では警察と検察が『供述調書』を作つて裁判所に提出し、有罪の根拠にするという『調書裁判』が当たり前のように行われています。しかし、海外でこんなことをしている国はありません。供述調書は、被告人や参考人が話したことを探査官が文章にする『伝聞』なので、不正確なのです。国際的には『日本の検査官の作文』と言われているほどです。

当初は裁判員制度によって、この『調書裁判』を改めることができるのは、という期待がありました。しかし、今のところ改まる目処は立つていません」（五十嵐弁護士）

### 辞退できる条件とは?

「のように、数多くの問題点が指摘されている裁判員制度。読者の中には「国

都合で、多くの人が納得していない制度

